

令和5年度第3回仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会会議録

- 1 日時 令和6年3月11日（月）10:00～
- 2 会場 仙台市役所上杉分庁舎2階第3会議室
- 3 委員出席数 委員定数10名
出席委員8名 石垣恵委員、小岩孝子委員、齋藤礼子委員、高橋由臣委員、
中條めぐみ委員、三浦和美副委員長、水谷修委員長、宮野憲子委員
欠席委員2名 伊藤雅宣委員、柴田由紀委員
- 4 会議録署名委員 齋藤礼子委員、三浦和美副委員長
- 5 報告事項
「放課後児童対策パッケージ」について
- 6 議事
「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価

議事要旨

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 報告事項
「放課後児童対策パッケージ」について
資料1に基づき、児童クラブ事業推進課推進係長より説明

<質疑応答>

水谷委員長

ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問等あればお願いしたい。

小岩委員

放課後児童対策パッケージの内容の中で、「コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進」とあるが、コミュニティ・スクールの仕組みのどの部分の活用が想定されているのか。また、「朝のこどもの居場所づくりの推進」とあるが、仙台市として朝のこどもの居場所について、どのような形のものと捉えているのか教えていただきたい。

生涯学習課長

仙台市では、令和4年度末までに全市立小学校でコミュニティ・スクールを導入しており、学校における課題や、地域との連携等についての話し合いの場として学校運営協議会を設置している。国においては、学校運営協議会の場で、放課後児童対策について議題として取り上げてもらい、地域の子どもの放課後に関する情報や課題を関係者に共有することが想定されているものと捉えている。

児童クラブ事業推進課長

朝のこどもの居場所づくりについては、今回新たに国から課題として示されたものとなる。仙台市として朝のこどもの居場所に関して、具体的に取組みを進めているものは今のところない。

小岩委員

朝早く学校に来る子ども達の対応が学校の負担になっているのではないかと感じていたの
で、朝のこどもの居場所づくりの必要性はあると思う。地域の人間がどのように関わっていく
のが良いか、課題だと捉えている。

水谷委員長

学校運営協議会で放課後児童対策について、実際に議論しているところはあるのか。何か事例があれば教えていただきたい。

高橋委員

小・中学校どちらのコミュニティ・スクールにも関わっている。学校運営協議会に児童館の
館長が入っているところ、そうでないところ様々あるが、放課後の家庭や児童館での子どもの
様子について、学校での様子とは違う面があるというような情報を、児童館の館長が共有して
下さっている事例はある。ただ、放課後児童対策が議題にあがるかどうかは、学校の考え方によ
るので、議論が進んでいる地域があれば見学してみたい。コミュニティ・スクールの仕組み
が放課後児童対策において機能している事例があれば、ぜひ教えて欲しい。

石垣委員

学校運営協議会の場での放課後児童対策に関する議論について、学校の立場からの補足にな
るが、会議を開催する際、市教委から何か資料提供があれば、それを委員に説明・共有するこ
とが可能だが、児童クラブと放課後子ども教室の連携等については、特段これまで市教委から
資料を提供されることがなかったので、議題に取り上げようがなかったというところがある。
議論の内容や委員の選定は各学校の考えによるところはあるものの、市側から放課後児童対策
に係る情報提供があれば、議題として取り上げる学校が増えるのではないかなと思う。

また、朝のこどもの居場所について、学校における働き方改革というところが全面に出てい
るが、朝食を取らず朝早くに家を出て来る子どもがいることや、教員の目がないところで学校
の開門を待つことの危険性という視点からも、やはり何か対応を検討すべき事項であると考え
える。仙台市では今のところ具体的取組は行っていないとのことであったが、今後検討が必要
と考える。

水谷委員長

その他、何かご意見等あればお願いしたい。

全委員

なし。

4 議事

水谷委員長

それでは続いて議事に移る。「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価について、事務局より説明願う。

「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価について
資料2に基づき、児童クラブ事業推進課長より説明。

<質疑応答>

水谷委員長

それでは評価の内容について、1項目ずつ確認していく。案から修正した部分についてでも、それ以外でも何かあればご指摘いただきたい。

まず、1.放課後子ども総合プランに係る整備目標の(1)放課後児童クラブについてはいかがか。

全委員

なし。

水谷委員長

最後にまた全体を通して確認したいと思うので、その際にでも何かご意見があればお願いしたい。では続いて、(2)一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室についてはいかがか。

全委員

なし。

水谷委員長

では、(3)放課後子ども教室に関して、案から大きく修正されているのかがか。

中條委員

「引き続き、放課後子ども教室を実施する意向のある小学校区を把握しながら、必要な支援を行っていく」とあるが、支援を行う市の担当部署はどこになるのか。

生涯学習課長

放課後子ども教室に関しては、教育委員会が支援を行う。放課後子ども教室をやりたい、やれるというところが出てきた場合には、教育委員会が情報提供等により開設に向けた必要な支援を行うこととなる。

水谷委員長

学校運営協議会への情報提供等、委員会として要望したことについても記載が追加されている。

では、続いて2.放課後子ども総合プランの実施(1)放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的又は連携による実施についていかがか。

全委員

なし。

水谷委員長

続いて、(2)放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会とこども若者局の連携についていかがか。

この項目について、前回の当委員会にて、教育委員会とこども若者局の連携が不足している部分については今後の方針の中に盛り込むということで意見がまとまったため、文言や表現の

修正のみとなっている。

小岩委員

「校庭や体育館の使用についても、小学校と協議を行っています。」とあり、実際に児童館と放課後子ども教室の合同プログラムをする際、月1回小学校の体育館を使わせてもらっているが、校庭は放課後は使用してはいけないものだと思っていた。だいぶ前に学校に相談した時も、校庭は出来れば使わない方が良いという回答だった。校庭の使用について、実際にどのように学校と協議が行われているのか教えて欲しい。

児童クラブ事業推進課長

評価の中にも記載をしている、平成27年度10月に教育委員会と子供未来局で締結した協定書だが、学校施設を活用して児童クラブサテライト室整備を行う場合の警備や責任等諸々の事項を整理したものとなっており、この協定書に基づき、小学校の余裕教室等を児童クラブ整備に活用する取組みを進めている。また、サテライト室を学校に整備する時に、各小学校と子ども若者局、児童館管理運営団体でも別途協定書を取り交わしており、この中に校庭や体育館について、小学校長の判断で児童クラブに使用を許可することが出来るとの記載が盛り込まれている。

今のところ、この各小学校との協定書は学校内のサテライト室についてのもので、児童館本館が小学校の校庭や体育館を使用する場合については対象となっていない。児童館・児童クラブあり方検討において、児童館本館も小学校の校庭や体育館を使用出来るようにするべきだという意見があげられており、検討が進められている。

小岩委員

放課後子ども教室については、校庭や体育館の使用について小学校との協議は行われているのか。

生涯学習課長

放課後子ども教室は学校内で実施されており、活動のための教室や校庭・体育館の使用、また、児童クラブやその他の児童と混在して活動する場合の責任等については、放課後子ども教室の各運営委員会が小学校と相談・調整しているものと認識している。

小岩委員

放課後子ども教室の関係者から、それまでの小学校との相談・調整の内容が、校長が変わると引き継がれていないという話をよく聞くので心配している。

生涯学習課長

校長により対応に温度差が生じているということは望ましいことではないのだが、教育委員会から一律にこのような対応を、ということも難しく、実態として都度小学校との調整が必要な状況が生じてしまっている。

石垣委員

学校の状況により、放課後の校庭使用は放課後子ども教室のみ、というふうに校庭を開放しているところもある。児童クラブやその他の児童と混在すると保険が適用されなくなる、ということが大きな理由である。今後の方向性として、小学校の校庭や体育館が放課後の居場所として、どの児童も使えるようにするための関係者間での整理が必要と考える。

三浦副委員長

学校施設を活用したサテライト室整備の際に、各小学校と協定書を取り交わしているということだったが、非常に重要なことだと思う。明文化されていることにより、トラブルや災害が発生した時など、協定書に基づいて対応することが可能となる。評価の文書の中に「相互に協力しながら」という表現があるが、協定書等で明文化したうえで相互に取り組んでいく等、もう少し踏み込んだ表現とする必要があるのではないかな。

校長の考え方や学校の状況によるというところはあると思うが、児童の活動を充実させるという観点からも、小学校の校庭や体育館が利用できる環境がありながら、大人側の事情で使うことが出来ないというのは望ましくないので、関係機関間の調整・整理は必要であると考ええる。

水谷委員長

では、委員会としての考えをまとめたい。今ご意見のあった事については、仙台市での今後の取り組みを望むところであるが、前回の委員会の場では評価の中に盛り込むのではなく、次の方針策定時の検討事項とすることとして意見がまとまった。委員会の望む今後の方向性として評価の中に記載をするか、あるいは委員会として意見を事務局へ伝えたことを議事録に留め、次年度以降の検討事項とするということも考えられる。

中條委員

放課後子ども教室と小学校の間には教室や校庭・体育館の使用に関しての協定書がなく、必要に応じて協議がなされている状況というのは自身としても体感しているところ。放課後子ども教室に関しては協定書の取り交わしが無いという事実を評価に記載したうえで、次年度の検討事項とするのはいかがかな。

児童クラブ事業推進課長

事務局からの提案となるが、評価の内容が事実のみを述べている形となっているため、各委員からご意見があったことを踏まえ、児童クラブ及び放課後子ども教室の児童の活動の充実を図るため、学校施設の使用や事故等発生時の対応に関する協定書を取り交わす等、教育委員会とこども若者局の更なる連携が求められる、という記載を文章の最後に入れるのが良いのではないかな。

宮野委員

放課後子ども教室に関して、児童館児童クラブと同じレベル感での協定書の取り交わしが可能なのかということが懸念される。委員会からのご意見は目指す方向性として捉え、児童クラブにおける小学校との協定書と同様の取り組みが放課後子ども教室でも出来るのかどうかについては、実際に検討を進める中で見極めていく形になるかなと思う。

生涯学習課長

放課後子ども教室は地域のボランティアにより運営されているため、協定書があることで活動しにくくなるとか、負担になるという意見も出てくるとも考えられ、どのような形での取り決めが運営側・小学校側双方にとって良いのか、調整が必要であると考ええる。

齋藤委員

放課後子ども教室を運営している立場としては、協定書があることで運営に携わる地域のボランティアや児童、学校が守られる部分があるのであれば、作ってみたいと思った。ただ、フォーマット等が何もないので、市に力を貸していただけるとありがたい。

水谷委員長

それでは、事務局より提案のあった通り、評価の最後に今後の方向性として盛り込むということではよろしいか。具体の文言については委員長、副委員長及び事務局に一任いただくということではよろしいか。

小岩委員

児童館は指定管理で、市から委託を受けた管理運営団体が市の方針も踏まえて運営方針を定め、運営している。一方で放課後子ども教室は地域のボランティアによる活動で、活動場所も含めて学校と地域と一緒に相談しながら立ち上げ、取り組んでいる。児童館児童クラブにおける学校との協定書は、学校施設を借りてサテライト室を運営するにあたり小学校と児童館、子ども若者局間の必要事項を整理するためのものだが、放課後子ども教室については、協定書で全て取り決め出来るものではないのではないか。児童クラブと放課後子ども教室では学校との関係性が異なる。そういったところも踏まえ、文言をどうするかはお任せしたい。

水谷委員長

承知した。その他、（２）放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と子ども若者局の連携に関してよろしいか。

全委員

なし。

水谷委員長

それでは続いて、（３）特別な配慮を必要とする児童への対応についていかがか。

小岩委員

放課後子ども教室においても要支援児が増えている。運営側だけでは対応出来ない事もあるので、やはり学校と相談しながらということを念頭に置いて活動することが必要だと感じている。

中條委員

多くの放課後子ども教室は地域のボランティアにより運営されているため、発達に関する情報等、要支援児に関する個人情報是一般市民には提供出来ないという判断をする学校が多い。

また、放課後子ども教室の実施場所は提供するが、放課後のことは学校の管轄外というスタンスの学校も多いように感じる。放課後子ども教室のあり方について、大部分が地域に一任されており、要支援児に関する情報共有も含め、整理がきちんとされていない事項が多い。学校との綿密な連携というのはなかなか難しいところが多いのではないか。

小岩委員

学校に対し働きかけをすること、分からないことを聞きに行く姿勢が必要ではないか。

中條委員

児童館運営にも携わっていると、何か別の関わりがないと、全くの一般市民には児童に関する学校との情報共有はハードルが高いのではないかと感じる。私自身は主任児童委員をしており守秘義務があるが、それでも学校と児童の情報についてやりとりする時はお互い本当に気を遣う。放課後子ども教室のあり方をもう少し整理しない限り、要支援児に関する学校との情報共有は難しいのではないかと。

齋藤委員

放課後子ども教室側から学校へ児童に関する情報提供することは喜ばれるが、学校からの情報提供はなかなかしてもらえない。

中條委員

評価に記載されている、要支援児への理解の促進は現時点でも可能だが、情報共有等の連携についてどのレベル感とするかは、今後の検討事項と考える。

水谷委員

では、情報共有のレベル感については今後の検討事項とし、現時点での評価の内容としては現状の記載内容とすることよろしいか。

全委員

同意。

水谷委員

では、（４）両事業の役割の向上についていかがか。

三浦副委員長

児童館職員研修に講師として携わっているが、対象が「児童館等」となっていたはず。放課後子ども教室のコーディネーターやスタッフは参加しているのか。

中條委員

案内は来るが、実際に参加する人はほとんどいないのではないか。児童館職員は職務として受講するが、放課後子ども教室のスタッフはあくまで子どもを預かる時間のみの有償ボランティアなので、研修受講が必要とまでは捉えていないのではないか。

三浦副委員長

研修はオンラインで受講可能であるはずなので、自宅で受講していただく等、活用してもらうと良いのではないか。発達障害等に対する理解や対応方法等の知識があると、実際に要支援児に対応する時に役立つのではないか。

児童クラブ事業推進課長

三浦副委員長に講師をお引き受けいただいたのが児童館特別支援コーディネーター研修であるが、児童館特別支援コーディネーター研修の一部は一般の児童館職員研修の内容も兼ねており、これら本市主催の研修は基本的に児童館や児童センターの職員向けの研修である。

この他に、宮城県や関係団体等が主催の研修があり、それらは児童館職員以外でも受講出来るものがあると承知しており、放課後子ども教室にも案内されているのではないかと思います。

今のところ、本市主催の児童館職員研修は、仙台ひと・まち交流財団への委託により実施されており、児童館職員向けに公開されるものということで契約している。今後実施する研修に関して、三浦副委員長のように児童館職員以外への公開も了承していただける講師があれば、生涯学習課とも調整のうえ、放課後子ども教室との合同研修という形で実施出来る可能性はあると思うので、検討させていただく。

水谷委員長

研修に関する連携、ということで今後検討いただければと思うが、評価の内容としては現在の記載内容でよろしいか。

三浦副委員長

記載はこの内容でよい。児童数が減る一方で、要支援児の割合は増えている。子どもに携わる職種の方々においては、様々な場面で要支援児と関わるが増えると思うので、児童館職員に限らず、広く理解が促進出来るようになれば良いと考える。

齋藤委員

私自身が携わる放課後子ども教室でも研修のお知らせはしていたが、スタッフは基本的にボランティアなので、これまでそのような研修を受講した人はいなかった。先日教育委員会主催の放課後子ども教室コーディネーター研修会に参加したスタッフはすごく勉強になったと言っていたので、情報交換や研修の機会を設けることは大切だと思うが、現実的に、集合研修への参加や自宅でオンライン受講することを、ボランティアで携わっているスタッフに強制することは難しい。

年度末にボランティアスタッフのお茶会兼研修会を行っており、そういった場は無償で講師に来ていただくことが可能であれば、検討出来ると思った。

水谷委員長

今の各委員からの意見を踏まえ、市には今後研修の質の向上に取り組んでももらいたいと思う。委員からの意見は議事録に留め、評価の内容は修正しないこととする。

では次に、（５）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ等への活用についていかがか。

全委員

なし。

水谷委員長

では続いて、（６）地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組みについていかがか。

三浦副委員長

「ニーズに対応するため」という記載があるが、誰のニーズか明記した方が良いのではないか。

児童クラブ事業推進課長

保護者のニーズであるため、「保護者のニーズ」という記載へ修正する。

水谷委員長

その他、よろしいか。

全委員

なし。

水谷委員長

（７）各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知促進についていかがか。

三浦副委員長

「～SNS 等を活用した情報発信」とあるが、実際に SNS を活用している児童館はあるのか。またその場合、児童館からの一方的な発信のみか。

児童クラブ事業推進課推進係長

ブログや Instagram 等、実際に活用して情報発信している児童館はある。児童館からの一方的な情報発信のみである。

水谷委員長

「周知推進」という言葉が正しいのかどうか、事務局で再度確認いただきたい。

児童クラブ事業推進課長

国の新・放課後子ども総合プランの中で、「各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者に周知を推進させる」とされている。「周知の推進」という表現に修正する。

水谷委員長

その他意見がなければ、次に 3. 推進体制についていかがか。

全委員

なし。

水谷委員長

それでは最後に、全体を通してお気づきの点があればご意見いただきたい。

三浦副委員長

この「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針の評価」は、仙台市のホームページ等で公表されるものという理解でよろしいか。例えば、1. 放課後子ども総合プランに係る整備目標

(1) 放課後児童クラブについて、まず【量の見込みと実績】の表が示される形となっているが、市民が読むことを考えると、表に関する説明文が先にあった方が分かりやすいのではないか。「本市では～」の文章が先で、その後に【量の見込みと実績】の表の順番の方が良いのではないか。

同様に、(3) 放課後子ども教室についても、「放課後子ども教室は～」という説明が先で、その後に【放課後子ども教室数（実施教室数）の推移】という構成にした方が良いのではないか。

児童クラブ事業推進課長

そのように修正する。

中條委員

放課後子ども教室の実情について当委員会がきちんと把握出来ているのかという疑問がある。今年度第 2 回委員会で視察した西山小学校の放課後子ども教室は大変運営が上手くいっている例で、一方で現在実施されている 28 ヶ所の放課後子ども教室の大部分が、どのように運営したら良いか分からないというのが現状ではないか。

児童館と異なり、人員配置等様々な基準が整えられておらず、各地域のボランティアがそれぞれ自由に運営している状況である。放課後の児童の居場所として、放課後子ども教室を今後も実施していく方針であれば、一部の成功例だけでなく、そうではない大部分についても把握した上で、今後の放課後児童対策を検討していく必要があるのではないか。新年度、また視察

の機会があればと思う。

水谷委員長

今の意見について、事務局において来年度の当委員会の進め方を検討する際の参考にしてもらえればと思う。また、委員会としてもそういうところを考えながら、今後議論出来ればと思う。それでは、「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価については、本日各委員から出た意見を踏まえ、委員長・副委員長・事務局において加筆・修正を行い、決定させていただくということでよろしいか。確定版は後日事務局より委員へ送付する。

全委員

同意。

児童クラブ事業推進課長

確定した「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針の評価」は、仙台市ホームページ内にあ
る当委員会のページ上に掲載する。

水谷委員長

では、議事は以上とさせていただく。議事以外のことで、この場で何かあればご発言いた
きたい。

全委員

なし。

水谷委員長

では、事務局へお返しする。

5 閉 会

会議録署名委員

三浦 和美



印

会議録署名委員

齋藤 礼子



印